

## アジア・太平洋研究センター主催シンポジウム

日 時：2015年2月20日（金）

場 所：名古屋キャンパス R棟4階 R49教室

テーマ：戦間期の秩序構想と国際政治理論

報告者：石田 淳（東京大学大学院総合文化研究科教授，南山大学社会倫理研究所  
非常勤研究員）

佐藤 史郎（大阪国際大学国際コミュニケーション学部専任講師）

司 会，コメンテーター：大島 美穂（津田塾大学学芸学部教授）

コメンテーター：山田 哲也（南山大学総合政策学部教授）



石田 淳氏



佐藤 史郎氏



大島 美穂氏



山田 哲也氏

## 趣旨説明とコメント

山田 哲也

2014年は第一次世界大戦開戦から100年、また2015年は第二次世界大戦終結から70年というタイミングもあってか、国際政治学や国際関係論では改めて戦間期に注目が集まっている。もちろんそれだけではなく、今日存在する国際的な制度の多くは、戦間期に構想されたものであり、戦間期を問うことは、当然、今日の制度の妥当性や限界を知ることにもつながる。

今回のシンポジウムは、戦間期に提起された問題そのものに光をあて、それを今後の研究としてどのように扱うことができるかを、前向きに問うものとして企画された。問題意識の根底にあるのは、戦間期にイギリスやアメリカにおいて構想された制度や秩序が、なぜ今も継続しているのか、ということである。たとえば国連は、まさに第二次世界大戦の際の「連合国」の制度化なのであるが、そこになぜかつての敵である日本やドイツも加わり、さらに旧植民地諸国も加盟したのだろうか。国連の「正しさ」とは、勝者の構想だから正しいのか、それとも秩序構想自身になにか普遍的な正しさが内包されていたのだろうか。

以下、二人の報告者からの報告をもとに議論を始めてみたい。

## 第1 報告

### 戦間期のリアリズム——平和的変更は可能か——

石田 淳

2011年、国連安保理は、リビア当局による反政府勢力への暴力の停止を求めるとともに、リビアにおける文民への暴力や人権侵害について国際刑事裁判所に付託した(安保理決議1970)。さらに、安保理は文民の保護を目的とする武力の行使を国連加盟国に容認した(安保理決議1973)。近年、このように国家主権の壁を超えて、一定の残虐行為を犯した指導者個人たる強者を処罰し、その犠牲者たる弱者を保護しようという動きがみられる。これをリアリストは、E. H. カーが批判した戦間期のユートピアニズムの今日版とみた。

リアリストのユートピアニズム批判の焦点は、それが帰結に関する慎慮を欠くものだとすることにある。リアリストからすれば、戦間期のユートピアニズムの典型は、国内において被治者の同意に基づく統治を実現するとともに、国家間において関係国の同意に基づかざる《政治的現状の変更》を否定することによって平和を実現しようとの発想であろう。その思想的表現が民族自決論と戦争違法化論であり、その制度的

表現がヴェルサイユ体制にあたる。

たしかに、一定の領域における統治のあり方を決定する主体はその領域に居住する民族であるべきだという民族自決の発想は、域外の異民族による帝国支配を解体する論理としては明晰ではあろう。しかしながら、多様な集団が混住する領域において、強制的な、したがって暴力的な人口の移動なしに、民族自決を実現する処方箋はない。また、在外同胞の居住地の併合の主張は、容易に、対外膨張の正当化の論理に転化する。

また、諸国家が武力の不行使と、平和を乱す国家に対する制裁とを約束する集団安全保障体制は、同盟による安全保障に対する代替案とはなる。とは言うものの、政治的現状の変更手段としての戦争を違法化することは、関係国間の現状を固定化する効果をもつので、現状打破勢力による違法な武力行使を抑え込めるものではない。また、違法な侵略に責任のある指導者個人を処罰するような体制を整備したところで、交渉による戦争の終結に応じる誘因を当該指導者から奪って戦争は長期化しかねない。

このように国内においても国際においても同意に基づく統治を貫徹して平和を実現しようとする戦間期の発想は、それが意図した帰結をもたらすものではなく、慎慮を欠くとするリアリストの批判には一理ある。だが、近年の現実に目を向けても、国際刑事裁判所を設置したローマ規程は、国際犯罪たる所定の残虐行為については、領域国家にこれらの犯罪に責任のある個人を捜査・訴追する責務があるとしつつ、もし関係国の国内裁判所がその意思と能力を持たなければ国際刑事裁判所が国内裁判所の機能を補完するとした。保護する責任についても同様に、2005年の国連サミットは、領域国家にその住民を所定の残虐行為から保護する責任があるとしつつも、当該国家がその意思と能力を持たなければ国際社会が住民を保護する責任を補完するとした。言い換えれば、領域国家の責任を国際社会が補完する体制を構築することによって、領土保全や内政不干渉の規範原則と、人権保障の規範原則との妥協的両立が図られたのである。ユートピアニズムとリアリズムとの間に折り合いがつけられたとも言える。

わたしたちは、依然として戦間期に始まったリアリストによるユートピアニズム批判の時代に生きている。

## 第2報告

### 戦間期の軍縮論——ノエル＝ベーカーとブルの議論を中心に

佐藤 史郎

本報告の目的は、(1)フィリップ・ノエル＝ベーカーの軍縮論とはどのようなものであったのか、(2)ヘドリー・ブルによるノエル＝ベーカーの軍縮論に対する批判とはいかなるものであったのか、(3)ノエル＝ベーカーとブルの議論はどのような意味合いをもっているのか、を明らかにする点にあった。

ノエル＝ベーカーは、軍備競争を紛争の原因とみなしたことから、軍縮を実施する重要性を説いた。彼にとって軍縮とは、政治的緊張の緩和をもたらすものであった。彼は、安全保障のディレンマという用語を使用してはいないものの、「…連鎖反応によって軍備は恐怖を生み、恐怖はより大きな軍備を生んで、すべての関係諸国民の安全保障に恐るべき結果をもたらした」と述べている。また、ノエル＝ベーカーは、ワシントン海軍軍縮条約の弱点が海軍の軍備のみを取り扱ったという点にあると考えて、軍縮を行うのであれば部分的軍縮ではなく全面的軍縮でなければならないと主張した。ただし、軍縮条約の義務を守らない国が登場するおそれがあるため、集団安全保障と世界政府に強い期待と関心を抱いていた。

ノエル＝ベーカーの軍縮論について、ブルは痛烈に批判した。まず、ブルは軍縮が政治的緊張をもたらすという側面を認めつつも、政治的緩和がなければ軍縮を行うことができないという側面をより重視した。彼は、ワシントン海軍軍縮条約は政治的緊張があるにもかかわらず軍縮を行ったために失敗した、と述べている。また、軍備競争によって安全保障のディレンマに陥る可能性を認める一方、他方で軍縮を実施すれば勢力均衡に基づいて安全を確保することができないと主張した。それゆえに彼は、軍縮ではなく、軍備管理の重要性を説いたのである。そして、集団安全保障は機能不全にあること、世界政府は1つの大国による圧制をもたらす危険性があることから、勢力均衡に基づく安全保障と国際社会における権力の分散の重要性を主張した。

ノエル＝ベーカーとブルには軍縮をめぐる見解の相違が多々あった。たとえば、前者が軍縮を重要視したのに対して、後者は軍備管理を重要視した。しかしながら、両者とも安全保障のディレンマの回避を重視しているなど、いくつかの共通点も見いだせるのである。ノエル＝ベーカーは政治的緊張が低いと認識したときに軍縮の実施を主張した。これに対してブルは、政治的緊張が高いと認識したときに軍備管理の実施を主張した。このブルの主張は、逆にいいかえれば、政治的緊張が低いと認識したときには軍縮を実施しなければならないという、ノエル＝ベーカーの主張と同じものとなる。とすれば、軍縮を主張することは「理想主義」、軍備管理を主張することは

「現実主義」という図式は、きわめて脆いということがわかって。国際関係論における「理想主義 vs. 現実主義」という「第一の大論争」とは何であったのか、戦間期の軍縮論を通して、あらためて考えざるをえないのである。

## コメント

### 戦間期国際政治を視る目

大島 美穂

戦間期は、誕生まもない国際関係論が、教学並びに実務の両側面において、現代に繋がる根本的な議論のいくつかを提示した時代であった。そして、こうした議論が登場した背景には、19世紀にヨーロッパで始まった国民国家体系に基盤を置く国際政治秩序の動揺と当時として未曾有の被害を産み出した第一次世界大戦があった。一方で新興の諸国家がヨーロッパに登場し、民族自決が一つの価値基準として共有化されると共に、他方でナショナリズムの弊害が強く認識され、小国や植民地の自立への規制、国際機構の設置による国際「秩序」の必要が言われた。すなわち、国家主権の重要性とその乱立の危険が様々な観点から議論されたのであったが、これらは1920年の軍縮・経済協力の時代から29年の世界大恐慌を経て、軍拡の時代へと移行し、時代の緊張が高まる中で生まれた議論でもあった。

本シンポジウムはこうした現実との緊張関係の中で戦間期の国際政治理論がどのような問題を提起したのかをテーマに実施され、ノエル＝ベーカーとブルの軍縮論を扱った佐藤史郎氏と平和的変更論の是非をリアリストのユートピアニズムへの批判にみた石田淳氏の報告が行われた。戦間期の国際政治と国際関係理論の関係については、2014年9月22日に早逝された南山大学経済学部の山中仁美氏による優れた研究がある。山中氏はE. H. カー研究を通じて、現実主義と理想主義の対立が当時のヨーロッパ国際政治の中で担っていた意味や、地域統合・国際統合を企図したミトラニーの議論やナショナリズムの東西ヨーロッパにおける差異を分析したハンス・コーンの研究の背景を考察した。

戦間期の国際秩序構想が国際政治理論にもつインプリケーションは、こうした過去との対話から明らかになるのであり、我々はまだその道の半ばにある。

（文責：星野 昌裕）